

中部医療機器工業協会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、中部医療機器工業協会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を名古屋市内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、医療機器工業（製造販売及び製造）の発展を図り、もって国民生活の向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 医療機器工業の共通的な事業に伴う調査研究
- (2) 医療機器の研究開発とその振興
- (3) 医学、薬学等関連事項に伴う教育研修
- (4) 業界の共通事業に伴う講習会等の開催
- (5) 業界相互の連絡調整並びに関係行政機関との連絡調整
- (6) 会員相互の親睦並びに優良従業員の表彰
- (7) 会員の事業に関する各種申請等事務の相談業務
- (8) その他本会の目的を達成するための必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会は、中部地方の地区内に事務所又は製造所を有する医療機器の製造販売業者及び製造業者をもって組織する。ただし、中部地方外の医療機器製造販売業者及び製造業者も、希望によって加入することができる。

- 2 前項に定める者以外であっても、本会の目的に賛同する者は希望によって加入することができる。

(会員の種別)

第5条の2 本会の会員は、正会員及び賛助会員により構成する。

2 前条第1項に該当する者を正会員とし、同第2項に該当する者を賛助会員とする。

(会 費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を本会に納入しなければならない。

(入 会)

第7条 会員になろうとする者は、入会申込書を提出し理事会の承認を得なければならない。

(入会金)

第7条の2 入会を承認された者は、総会において別に定める入会金を本会に納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、本会会長に届け出なければならない。

- 2 会員が死亡し又は解散したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) 会費を1年以上納入しないとき
- (2) 本会の名誉をき損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が、既に納入した会費その他抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び顧問等

(種類及び定数)

第11条 本会に、次の役員を置く。

会 長 1名
副会長 2名
理 事 25名以内（会長及び副会長を含む。）
監 事 2名

2 役員は、総会において選任する。

（職 務）

第12条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 4 監事は、会務及び財産状況を監査する。

（任 期）

第13条 役員は、任期は、2年とする。ただし、補欠役員は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（解 任）

第14条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により、解任することができる。

（顧問及び名誉職）

第15条 本会に必要な応じ顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会が定める会務を行う。
- 4 理事会において功績のあったものに、名誉職を置くことができる。
- 5 名誉職は、理事会の議決を経て会長が授与する。

第4章 会 議

（会 議）

第16条 本会の会議は、総会及び理事会とし総会は通常総会及び臨時総会とする。

（構 成）

第17条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

（権 能）

第18条 総会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
 - (2) 事業報告の承認
 - (3) その他本会の運営に関する重要な事項
- 2 理事会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開 催）

第19条 通常総会は、毎年5月に開催する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき又は会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。
- 3 理事会は、会長が必要と認めるとき又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

（召 集）

第20条 会議は、会長が召集する。

- 2 総会を召集するには会員に対し、理事会を召集するには理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した文書をもって通知しなければならない。

（議 長）

第21条 総会の議長は、その総会において出席会員のなかから選任する。

- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

（定足数）

第22条 会議は、総会において会員、理事会においては理事の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第23条 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第24条 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の目的及び場所
- (2) 会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数又は理事の氏名(書面表決を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

第5章 部 会

(部会及び委員会)

第26条 本会にその事業に係る専門的事項を調査審議するため、次の部会及び委員会を置く。

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 生体部会 | (5) 広報委員会 |
| (2) 電気部会 | (6) 学術委員会 |
| (3) 歯科部会 | (7) 広域連携委員会 |
| (4) 総務委員会 | |

- 2 会長は、必要に応じ上記以外の委員会を置くことができる。
- 3 部会及び委員会の構成員は、理事会において会員のなかから選任する。
- 4 部会には、部会長及び1～2名の副部会長を置き、委員会には委員長を置く。
- 5 部会長、副部会長及び委員長は、本会の理事のなかから会長が指名する。

6 部会長及び委員長は、必要に応じ分科会を置くことができる。

第6章 事務局

(事務局)

第27条 本会は、事務を処理するため事務局を置く。事務局に関する規定は、理事会の議決を経て別にこれを定める。

第7章 会 計

(資産の構成)

第28条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会 費
- (2) 入会金
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(予算及び決算)

第29条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、年度終了後に監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第30条 本会の会計年度は、4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第31条 本会の会則は、総会の議決によらなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第32条 本会を解散する場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 2 解散に伴う残余財産の処分は、総会の決議によるものとする。

第9章 補 則

(委任その他)

第33条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

- 2 前項の規定に基づき、本会の運営に関する規定を定めたとき又は改廃したときは、遅滞なく次の総会において報告しなければならない。

附 則

- 1 この会の設立当初の役員は、第11条第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第13条第1項の規定にかかわらず、平成5年3月31日までとする。
- 2 この会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第17条の規定にかかわらず、設立総会の定めによる。
- 3 この会の設立当初の会計年度は、第29条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成4年3月31日までとする。
- 4 この会則は、平成2年11月30日から施行する。
- 5 この改正会則は、平成11年6月1日から施行する。(第7条の2、第25条、第27条の改正)
- 6 この改正会則は、平成13年6月1日から施行する。(第15条以下の繰り下げ、新第15条の挿入)
- 7 この改正会則は、平成17年6月1日から施行する。(第3条、第5条の改正)
- 8 この改正会則は、平成18年6月1日から施行する。(第26条の改正)
- 9 この改正会則は、平成22年5月11日から施行する。(第5条第2項、第5条の2及び第33条第2項の追加、第17条第1項の改正)
- 10 この改正会則は、平成24年5月25日から施行する。(第1条、第5条第1項及

び第26条の改正)

- 11 この改正会則は、平成25年5月24日から施行する。(第15条第4項及び第5項の追加)